

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

1 児童福祉法の一部改正（児童相談所における児童福祉司の増員）

※ 平成31年4月1日施行

児童福祉司の数は、各児童相談所につき各年度において、児童福祉司の数が、①に掲げる数と②に掲げる数とを合計した数に1を加えた数^(※)以上の数であって、児童福祉法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることを標準として都道府県が定めるものとする。

(※) 現行の基準（児童福祉法施行令）に追加

① 当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。②口において同じ。）を3万^(※)で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

(※) 現行の基準では「4万」とされている。

② イに掲げる件数からロに掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回る場合は、零とする。）を当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の児童福祉司1人当たりの件数として政令で定める数^(※)で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

(※) 現行の基準では「40」とされている。

イ 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

ロ 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口1人当たりの件数として厚生労働省令で定める人口1人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

2 児童虐待の防止等に関する法律の一部改正（児童相談所相互間の情報共有の促進等）

※ 平成30年10月1日施行

(1) 国及び地方公共団体の努力義務である、①「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体間の連携の強化」に「児童相談所、家庭裁判所、警察、医療機関」・「地方公共団体相互間」・「児童相談所及び警察の間の情報の共有に関する協定の締結」を追加し、②「必要な体制の整備」に「不断の検証を行いつつ」を追加すること。

(2) 児童相談所長は、児童虐待案件に係る児童が他の児童相談所の管轄区域に転出したときは、厚生労働省令で定めるところより、当該児童相談所の所長に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならないこと。

3 検討

※公布日施行

政府は、児童相談所の体制を強化するため、児童虐待に係る相談に応じる児童相談所の職員のうち非常勤の職員の常勤の職員への転換その他その待遇の改善等の地方公共団体による児童相談所の体制の整備に対し国が行う支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。